

現在事項全部証明書

大阪市北区梅田三丁目3番5号
大和ハウス工業株式会社

会社法人等番号	1200-01-059662	
商号	大和ハウス工業株式会社	
本店	大阪市西区阿波座一丁目5番16号	
	大阪市北区梅田三丁目3番5号	平成11年 3月23日移転
電子提供措置に関する規定	当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。	令和 4年 9月 1日設定
		令和 4年 9月 8日登記
公告をする方法	当会社の公告方法は電子公告とする。 https://www.daiwahouse.co.jp/ir/koukoku/ 但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	令和 4年10月13日変更
		令和 4年10月13日登記
会社成立の年月日	昭和22年3月4日	
目的	1. 土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事の請負、施工、設計、監理およびコンサルタント 2. 土地の測量および造成、土地建物の売買、交換、仲介、貸借、管理、鑑定およびコンサルタント 3. 仮設用ハウスおよびコンテナボックスの製作、解体移設、販売、賃貸ならびに輸出入 4. 不動産特定共同事業法に基づく事業 5. 不動産・有価証券に関する投資顧問業、投資信託委託業、投資法人資産運用業 6. 第二種金融商品取引業 7. 建設資材、住宅設備・機器、エクステリア用品、室内装飾品の設計、製作、施工、販売ならびに輸出入 8. 家具、家庭用電気製品の製造、販売、賃貸ならびに輸出入 9. 美術工芸品、宝石、貴金属、眼鏡、時計、カメラ・光学機器、電子機器、楽器、玩具、遊戯具、文房具、事務用機械器具、コンパクトディスク、化粧品、衣料品、靴、鞆、自転車、自動車部品・用品、度量衡計器、スポーツ用品、釣具、動物、ペット用品、植物、園芸用品、インテリア用	

	品、日用品雑貨の販売、賃貸ならびに輸出入 10. 図書の出版および販売ならびに輸出入 11. 航空機、船舶、自動車、自転車その他運搬用具の販売、賃貸および修理ならびにガソリンスタンド、駐車場および航空機・自動車の教習所の経営 12. ホテル・旅館等の宿泊施設、ゴルフ場・テニス場等のスポーツ施設、遊戯場・遊園地等の娯楽施設、結婚式場、食堂、レストラン、喫茶店、映画館、会議場、催物会場の経営および施設の賃貸 13. 旅行業 14. リース業 15. 動植物の飼育栽培ならびにその生産品の加工、貯蔵および取引 16. 煙草・酒類・印紙切手・医薬品・医薬部外品・石油化学製品・古物およびその他これに類するものの販売ならびに輸出入 17. 抵当証券の管理、売買および売買の媒介ならびに不動産金融に関するコンサルタント 18. 医療・介護・保健・衛生用機械器具の開発、販売、賃貸および輸出入 19. 病院、老人ホーム、療養施設の経営および賃貸ならびに介護保険法に基づく居宅介護支援事業 20. 専門学校、各種学校、学習塾の経営および施設の賃貸 21. インターネット等のネットワークを利用した情報提供サービス業および商取引ならびに情報処理サービス業 22. コンピュータシステム、プログラムおよびソフトウェアの開発ならびに販売 23. 各種市場調査の受託および経営コンサルタント 24. 損害保険および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業および生命保険契約の締結の媒介 25. 食品・飲料水の加工、販売ならびに輸出入 26. 風力・太陽光・地熱の利用等による発電ならびに電気・熱の供給に関する事業 27. 水道・ガスの供給事業ならびに下水処理場等の運営管理 28. 工業所有権、著作権、ノウハウその他知的財産に関する権利の取得、利用方法の開発、使用許諾および販売 29. 廃棄物の収集、運搬、処理、資源再利用事業およびコンサルタント 30. 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業および特定労働者派遣事業 31. 倉庫業、梱包業、貨物自動車運送事業、貨物運送取扱業、旅客自動車運送事業、港湾運送関連事業、通関業 32. 広告代理業および各種の宣伝に関する業務 33. 工作機械・器具および案内用ロボットの開発、製造、賃貸ならびに販売 34. 省電力、節水、環境等の技術分野に関する調査、研究の受託ならびにコンサルタント 35. 金銭の貸付および金銭貸借の媒介・保証ならびにクレジットカードの取扱い業務 36. 前各号に附帯関連する一切の業務	平成28年 6月28日変更	平成28年 7月 8日登記
単元株式数	100株	平成26年 8月 1日変更	平成26年 8月 4日登記

発行可能株式総数	19億株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 6億5963万6182株	令和 7年 8月26日変更
		令和 7年 9月 8日登記
資本金の額	金1626億289万3922円	令和 7年 8月26日変更
		令和 7年 9月 8日登記
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 平成24年 4月 1日変更 平成24年 4月11日登記	
役員に関する事項	取締役 香 曾 我 部 武	令和 7年 6月27日重任
		令和 7年 7月 9日登記
	取締役 芳 井 敬 一	令和 7年 6月27日重任
		令和 7年 7月 9日登記
	取締役 大 友 浩 嗣	令和 7年 6月27日重任
		令和 7年 7月 9日登記
	取締役 下 西 佳 典	令和 7年 6月27日重任
		令和 7年 7月 9日登記
	取締役 桑 野 幸 徳	令和 7年 6月27日重任
		令和 7年 7月 9日登記
	取締役 関 美 和	令和 7年 6月27日重任
		令和 7年 7月 9日登記
	取締役 村 田 誉 之	令和 7年 6月27日重任
		令和 7年 7月 9日登記
	取締役 永 瀬 俊 哉	令和 7年 6月27日重任
		令和 7年 7月 9日登記

取締役	吉澤和弘	令和7年6月27日重任
		令和7年7月9日登記
取締役	伊藤雄二郎	令和7年6月27日重任
		令和7年7月9日登記
取締役	南部智一	令和7年6月27日重任
		令和7年7月9日登記
取締役	福本ともみ	令和7年6月27日重任
		令和7年7月9日登記
取締役	柴田英一	令和7年6月27日就任
		令和7年7月9日登記
取締役	近藤雄一郎	令和7年6月27日就任
		令和7年7月9日登記
大阪市北区 代表取締役	香曾我部武	令和7年6月27日重任
		令和7年7月9日登記
東京都港区 代表取締役	芳井敬一	令和7年6月27日重任
		令和7年7月9日登記
さいたま市大宮区 代表取締役	村田誉之	令和7年6月27日重任
		令和7年7月9日登記
東京都千代田区 代表取締役	大友浩嗣	令和7年6月27日重任
		令和7年7月9日登記
東京都千代田区 代表取締役	下西佳典	令和7年6月27日重任
		令和7年7月9日登記
監査役 (社外監査役)	渡邊明久	令和6年6月27日重任
		令和6年7月3日登記
監査役 (社外監査役)	岸本達司	令和7年6月27日重任
		令和7年7月9日登記

	監査役 橋本好哲	令和4年6月29日就任
		令和4年7月8日登記
	監査役 丸山隆司 (社外監査役)	令和5年6月29日就任
		令和5年7月5日登記
	監査役 小柳出隆一	令和7年6月27日就任
		令和7年7月9日登記
	監査役 高重吉博	令和7年6月27日就任
		令和7年7月9日登記
	会計監査人 EY新日本有限責任監査法人	令和7年6月27日重任
		令和7年7月9日登記
	取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	
	当会社は会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当会社は会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 平成24年6月28日設定 平成24年7月12日登記	
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。 当会社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。 平成27年6月26日変更 平成27年7月3日登記	
	支配人に関する事項 兵庫県神戸市東灘区御影中町六丁目2-13 乾敦史 営業所 福島県郡山市並木一丁目5番19 令和2年4月14日登記 令和4年12月25日移転 令和5年1月6日登記	
	三重県桑名市大字本願寺318 鈴木康夫 営業所 三重県四日市市ときわ一丁目7番14号	令和2年4月14日登記

名古屋市中区栄五丁目1-23-1202 小山 能 弘 営業所 愛知県岡崎市竜美南一丁目1番地8	令和 2年 4月14日登記
	令和 3年 5月26日移転
	令和 3年 8月 6日登記
北海道札幌市中央区北二条西十二丁目2-2-203 新 谷 聡 営業所 北海道札幌市東区北六条東八丁目1番10号	令和 3年 4月14日登記
東京都千代田区神田東松下町25-2202 稲 村 敏 伸 営業所 東京都立川市泉町935-28	令和 3年 4月14日登記
	令和 6年 3月 2日移転
	令和 6年 4月11日登記
神奈川県座間市東原三丁目4-71 堀 内 智 文 営業所 埼玉県川越市新宿町一丁目8番地8	令和 3年 4月14日登記
東京都国分寺市内藤一丁目20-41 八 友 明 彦 営業所 茨城県つくば市吾妻二丁目4番地1	令和 3年 4月14日登記
	令和 7年 4月28日営業所移転
	令和 7年 5月 9日登記
鹿児島市上福元町3943-1 高 吉 忠 弘 営業所 千葉県船橋市本町一丁目27番1号	令和 3年 4月14日登記
	令和 5年11月 6日営業所移転
	令和 5年11月 8日登記
大阪府池田市建石町10-10 大 矢 卓 司 営業所 奈良市西大寺国見町一丁目4番1-1号	令和 3年 4月14日登記

	滋賀県大津市大萱四丁目17-5 金 田 恵 治 営業所 和歌山市新中島63番8	令和 3年 4月14日登記
	香川県高松市出作町434-11 野 志 征 生 営業所 香川県高松市伏石町2089番地1	令和 3年 4月14日登記
	千葉県柏市東中新宿一丁目21-41 宮 崎 武 志 営業所 大分市萩原四丁目8番23号	令和 3年 4月14日登記
	愛媛県松山市白水台二丁目1番地9 滝 川 祥 弘 営業所 佐賀市成章町6番5号	令和 4年 4月13日登記
	東京都墨田区江東橋二丁目19-14-1101 柳 田 宗 利 営業所 神奈川県川崎市幸区新川崎7-7	令和 4年 4月13日登記
	広島県福山市蔵王町四丁目11番22号 徳 永 光 彦 営業所 福岡県北九州市小倉北区貴船町3番1号	令和 4年 4月13日登記
	石川県河北郡内灘町湖西349-2 川 上 勝 大 営業所 富山市布瀬本町4番8	令和 4年 4月13日登記
	大阪府吹田市藤白台三丁目5-11-1004 出 宮 直 世 志 営業所 岡山市北区野田四丁目6番10号	令和 4年 4月13日登記
		令和 5年 4月17日移転
		令和 5年 4月28日登記
	東京都江戸川区西葛西2-22-45-204 西 川 高 信 営業所 千葉県柏市柏260番4	令和 4年 6月22日登記

静岡県浜松市中央区山手町26-28-306 大塚 竜 明 営業所 静岡県浜松市中央区高林四丁目15番27号	
	令和 5年 4月12日登記
	令和 6年 1月 1日営業所変更
	令和 6年 1月12日修正
	令和 6年 1月 1日住所変更
岐阜市長住町八丁目2番地 木 澤 俊 直 営業所 栃木県宇都宮市平松本町1111-2	令和 6年 1月12日修正
	令和 6年 1月 1日住所変更
岐阜市長住町八丁目2番地 木 澤 俊 直 営業所 栃木県宇都宮市平松本町1111-2	令和 5年 4月12日登記
	令和 5年 4月12日登記
福岡市南区野間四丁目10-6 高 橋 慎 太 郎 営業所 長野県松本市島立872番地の2	令和 5年 4月12日登記
	令和 5年 4月12日登記
兵庫県西宮市東山台三丁目34-1 鈴 木 進 治 営業所 兵庫県西宮市大屋町3番23号	令和 5年 4月12日登記
	令和 5年 4月12日登記
大阪府茨木市彩都あさぎ三丁目6-27 斎 藤 英 男 営業所 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地1	令和 5年 4月12日登記
	令和 5年10月11日登記
東京都新宿区神楽坂5-20-5-2306 浦 川 竜 哉 営業所 大阪市北区梅田三丁目3番5号	令和 5年 4月12日登記
	令和 6年 4月11日登記
東京都世田谷区船橋1-42-6-106 片 岡 幸 和 営業所 東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号	令和 6年 4月11日登記
	令和 6年 4月11日登記
栃木県小山市犬塚三丁目20-21 小 野 高 営業所 山梨県甲府市貢川本町4番19号	令和 6年 4月11日登記
	令和 6年 4月11日登記
兵庫県西宮市今津山中町1-22-602 岩 淵 義 徳 営業所 広島市西区草津新町二丁目21番69-11号	令和 6年 4月11日登記
	令和 6年 4月11日登記

三重県津市桜橋一丁目664番地101号室 志保達郎 営業所 宮城県仙台市泉区泉中央三丁目8番地の1	令和 6年 4月11日登記
愛知県名古屋市熱田区外土居町2番9号701号室 越野兼司 営業所 愛知県小牧市中央二丁目172番地	令和 6年 4月11日登記
兵庫県西宮市下大市西町88番地22 松浦光彦 営業所 大阪府堺市北区中百舌鳥町四丁目613番地	令和 6年 4月11日登記
愛知県一宮市森本二丁目19-19 立石出 営業所 山口市吉敷下東四丁目19番24号	令和 6年 4月11日登記
東京都港区港南4-7-55-1303 岡林弘治 営業所 沖縄県那覇市おもろまち四丁目11番25号	令和 6年 4月11日登記
福岡県春日市平田台1-65-1 賤津高広 営業所 福岡市博多区上牟田二丁目11番24号	令和 6年 4月11日登記
山梨県甲斐市下今井3233-7 渡辺忠彦 営業所 群馬県高崎市大八木町3000番2	令和 6年 4月11日登記
千葉市中央区長州二丁目31-7 中村隆 営業所 千葉市緑区おゆみ野三丁目19番地4	令和 6年 4月11日登記
奈良市富雄元町三丁目2-10-510 齋藤英樹 営業所 神奈川県厚木市酒井3120番地	令和 6年 4月11日登記
鳥取県米子市新開七丁目10番12号 錦織隆幸 営業所 長野市平林一丁目36番3号	令和 6年 4月11日登記
千葉市花見川区幕張本郷一丁目13-1-903 須藤克哉 営業所 岐阜市藪田東二丁目1番6号	令和 6年 4月11日登記

静岡市駿河区西中原一丁目5-1 興 梶 一 喜 営業所 静岡市駿河区石田一丁目3番29号	令和 6年 4月11日登記
三重県四日市市桜花台1-15-28 柳 澤 希 世 人 営業所 滋賀県草津市野路一丁目4番20号	令和 6年 4月11日登記
広島県福山市三吉町南1-15-9-301 太 田 尚 典 営業所 広島県福山市東深津町三丁目8番40号	令和 6年 4月11日登記
熊本市中央区帯山四丁目12-1 田 島 誠 二 営業所 熊本市東区錦ヶ丘18番24号	令和 6年 4月11日登記
大阪府羽曳野市羽曳が丘10-6-15 上 野 哲 司 営業所 鹿児島県鹿児島市武一丁目2番10号	令和 6年 4月11日登記
	令和 7年11月 4日営業 所移転
	令和 7年11月 7日登記
神奈川県横浜市戸塚区品濃町536-4-2203 小 島 由 光 営業所 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目6番1号	令和 7年 1月10日登記
岩手県盛岡市清水町12-10-503 田 部 卓 営業所 岩手県盛岡市向中野七丁目18番16号	令和 7年 4月 4日登記
大阪府堺市東区大美野85-14 谷 口 晋 也 営業所 兵庫県神戸市中央区磯辺通四丁目2番22号	令和 7年 4月 4日登記
兵庫県姫路市北条宮の町412-202 田 中 清 彦 営業所 兵庫県姫路市南駅前町26番地	令和 7年 4月 4日登記
茨城県守谷市中央四丁目18番地21 石 井 順 一 営業所 埼玉県越谷市新越谷二丁目17番地10	令和 7年 4月 4日登記

	埼玉県さいたま市浦和区岸町一丁目10番4号 島田 裕 司 営業所 大阪府八尾市春日町一丁目6番22号	令和 7年 4月 4日登記
	愛知県名古屋市中村区竹橋町24-6-1401 石野 信 治 営業所 愛知県名古屋市中村区平池町四丁目60番地9	令和 7年 4月 4日登記
	石川県金沢市長土堀一丁目15番28号-B 坂 東 希 営業所 石川県金沢市鞍月五丁目57番地	令和 7年 4月 4日登記
	新潟県新潟市中央区東万代町9-38-521 酒井 秀 起 営業所 新潟市中央区堀之内南一丁目31番14号	令和 7年 4月 4日登記
	京都府京都市下京区高倉通高辻下る葛籠屋町513-501 牧田 弘 治 営業所 京都市伏見区竹田浄菩提院町316番地	令和 7年 4月 4日登記
		令和 7年 5月25日移転
		令和 7年 6月 5日登記
	愛媛県松山市三番町一丁目13-1-404 渡邊 哲 康 営業所 愛媛県松山市南江戸三丁目5番8号	令和 7年 4月 4日登記
支 店	1 名古屋市中村区平池町四丁目60番地9	平成29年 6月12日移転 平成29年 6月14日登記
	2 兵庫県姫路市南駅前町26番地	平成18年11月17日移転 平成18年11月20日登記
	3 岡山市北区野田四丁目6番10号	平成23年 4月21日移転 平成23年 5月 2日登記
	4 福岡市博多区上牟田二丁目11番24号	
	5 静岡市駿河区石田一丁目3番29号	平成25年 3月11日移転 平成25年 3月11日登記

6 香川県高松市伏石町2089番地1	平成20年11月 1日変更
	平成20年11月14日修正
7 広島市西区草津新町二丁目21番69-11号	
8 石川県金沢市鞍月五丁目57番地	平成14年10月26日変更
	平成14年11月 7日登記
9 鹿児島県鹿児島市武一丁目2番10号	令和 7年11月 4日移転
	令和 7年11月 7日登記
10 新潟市中央区堀之内南一丁目31番14号	平成19年 4月 1日行政区画変更
	平成19年 4月 9日修正
12 山口市吉敷下東四丁目19番24号	平成19年11月23日住居表示実施
	平成19年12月 5日登記
13 奈良市西大寺国見町一丁目4番1-1号	平成19年11月14日移転
	平成19年11月20日登記
14 福島県郡山市並木一丁目5番19	平成27年 5月25日移転
	平成27年 5月26日登記
15 長野市平林一丁目36番3号	平成19年 2月13日移転
	平成19年 2月15日登記
17 大分市萩原四丁目8番23号	平成24年 9月13日移転
	平成24年 9月13日登記
18 神奈川県厚木市酒井3120番地	平成19年 5月17日移転
	平成19年 5月25日登記
19 岐阜市藪田東二丁目1番6号	
	平成24年11月13日更正

21 富山市布瀬本町4番8	平成26年 5月13日更正
22 静岡県浜松市中央区高林四丁目15番27号	令和 6年 1月 1日変更 令和 6年 1月12日修正
23 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地1	平成29年 5月22日移転 平成29年 5月26日登記
24 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目6番1号	平成22年 7月20日移転 平成22年 7月27日登記
25 岩手県盛岡市向中野七丁目18番16号	令和 4年 6月20日移転 令和 4年 6月22日登記
28 山梨県甲府市貢川本町4番19号	
31 佐賀市成章町6番5号	平成30年 3月 8日移転 平成30年 3月 8日登記
32 仙台市泉区泉中央三丁目8番地の1	
33 北九州市小倉北区貴船町3番1号	平成29年10月26日移転 平成29年11月 1日登記
34 神戸市中央区磯辺通四丁目2番22号	平成23年12月12日移転 平成23年12月20日登記
35 千葉市緑区おゆみ野三丁目19番地4	平成13年 6月23日区画 整理による変更 平成13年 7月 6日登記
37 広島県福山市東深津町三丁目8番40号	平成26年 4月10日移転 平成26年 4月23日登記
39 札幌市東区北六条東八丁目1番10号	

40 愛媛県松山市南江戸三丁目5番8号	
41 群馬県高崎市大八木町3000番2	
43 和歌山市新中島63番8	
44 熊本市東区錦ヶ丘18番24号	令和 3年 8月23日移転 令和 3年 8月26日登記
45 栃木県宇都宮市平松本町1111-2	
47 滋賀県草津市野路一丁目4番20号	平成20年12月 1日住居表示実施 平成20年12月12日登記
48 京都市伏見区竹田浄菩提院町316番地	平成30年10月29日移転 平成30年10月29日登記
50 東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号	
52 大阪府堺市北区中百舌鳥町四丁613番地	平成18年 4月 1日変更 平成18年 4月 3日修正
53 大阪府八尾市春日町一丁目6番22号	令和 2年 3月 9日移転 令和 2年 3月10日登記
54 東京都立川市泉町935-28	平成15年11月25日移転 平成15年11月25日登記
55 愛知県岡崎市竜美南一丁目1番地8	平成22年11月19日移転 平成22年11月30日登記
56 愛知県小牧市中央二丁目172番地	平成23年12月19日移転 平成23年12月20日登記
57 埼玉県川越市新宿町一丁目8番地8	平成28年 4月18日移転 平成28年 4月27日登記

	58 千葉県船橋市本町一丁目27番1号	令和 5年11月 6日移転
		令和 5年11月 8日登記
	59 千葉県柏市柏260番4	平成13年 4月17日移転
		平成13年 4月17日登記
	62 三重県四日市市ときわ一丁目7番14号	平成22年 2月12日移転
		平成22年 2月22日登記
	63 神奈川県川崎市幸区新川崎7-7	令和 1年 6月17日移転
		令和 1年 6月25日登記
	65 長野県松本市島立872番地の2	平成14年 4月28日移転
		平成14年 4月30日登記
	66 沖縄県那覇市おもろまち四丁目11番25号	平成14年 4月15日移転
		平成14年 4月15日登記
	68 茨城県つくば市吾妻二丁目4番地1	令和 7年 4月28日移転
		令和 7年 5月 9日登記
	69 埼玉県越谷市新越谷二丁目17番地10	平成28年11月26日変更
		平成28年12月 7日登記
	75 兵庫県西宮市大屋町3番23号	平成13年 4月 1日設置
		平成13年 4月 2日登記
新株予約権	2029年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権 新株予約権の数 10000個（本社債の額面金額1000万円につき1個とする。） 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 （1）種類及び内容 当社普通株式（単元株式数100株） （2）数 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。	

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- (2) 転換価額は、当初、5353円とする。
- (3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\begin{aligned} & \text{発行又は} && 1 \text{株当たり} \\ & \text{処分株式数} & \times & \text{の払込金額} \\ & \text{既発行株式数} + & \frac{\quad}{\quad} \\ \hline \text{調整後} & \quad & \text{調整前} & \quad & \text{時 価} \\ \text{転換価額} = & \text{転換価額} \times & \frac{\quad}{\quad} \end{aligned}$$

既発行株式数 + 発行又は処分株式数

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

2024年2月13日から2029年3月16日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、①本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、税制変更による繰上償還において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」記載の当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2029年3月16日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」記載の当社による本新株予約権付社債の取得の場合、2029年1月1日から、2029年3月9日（以下「取得期日」という。）から東京における2営業日目の日（以下「選択償還期日」という。）までの間は、本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における3営業日前の日）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による

本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

新株予約権の行使の条件

(1) 各本新株予約権の一部行使はできない。

(2) 本新株予約権付社債権者は、(i) 2028年3月31日(同日を含む。)までは、各暦年四半期の最後の取引日(「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定義する。)に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額(但し、2023年12月31日に終了した暦年四半期に関しては「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(2)記載の当初転換価額とする。)の150%を超えた場合、又は(ii) 2028年4月1日(同日を含む。)から2028年12月31日(同日を含む。)までは、各暦年四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限って、翌暦年四半期の初日(但し、上記(i)の場合、2024年1月1日に開始する暦年四半期に関しては2024年2月13日とする。)から末日までの期間において、本新株予約権を行使することができる。

但し、本項記載の本新株予約権の行使の条件は、下記①、②及び③の期間並びにパリティ事由(以下に定義する。)が発生した場合における下記④の期間は適用されない。

① (a) 株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関(以下「R&I」という。)による当社の発行体格付がBBB-以下であるか、R&Iにより当社の発行体格付がなされなくなったか、若しくはR&Iによる当社の発行体格付が停止若しくは撤回されている期間又は

(b) 株式会社日本格付研究所若しくはその承継格付機関(以下「JCR」という。)による当社の長期発行体格付がBBB-以下であるか、JCRにより当社の長期発行体格付がなされなくなったか、若しくはJCRによる当社の長期発行体格付が停止若しくは撤回されている期間

② 当社が、本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間(但し、税制変更による繰上償還において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)

③ 当社が組織再編等を行うにあたり、「新株予約権を行使することができる期間」記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間

④ 当社がパリティ事由が発生した旨を本新株予約権付社債権者に通知した日の東京における翌営業日(同日を含む。)から起算して東京における15連続営業日の期間

「パリティ事由」とは、本新株予約権付社債権者から当該事由の発生に関する通知を受けた日のルクセンブルク及び東京における3営業日後の日から起算して東京における5連続営業日のいずれの日においても、

(i) ブルームバーグが提供する本新株予約権付社債の買値情報(BV AL)若しくはその承継サービスが提供する本新株予約権付社債の買値情報に基づき計算代理人(以下に定義する。)が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより決定する本新株予約権付社債の価格がクロージング・パリティ価値(以下に定義する。)の98%を下回っているか、(ii) 上記(i)記載の価格を入手できない場合には、当社が選定する主要金融機関が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより提示する本新株予約権付社債の買値がクロージング・パリティ価値の97%を下回っているか、又は(iii) 上記(i)記載の価格若しくは上記

(ii) 記載の買値のいずれも取得することができない、と計算代理人が決定した場合をいう。

「クロージング・パリティ価値」とは、(i) 1000万円を当該日において適用のある転換価額で除して得られる数に、(ii) 当該日における当社普通株式の終値を乗じて得られる金額をいう。「計算代理人」とは、Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S. A. をいう。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、2028年4月1日から2028年12月31日までの期間いつでも、The Law Debenture Trust Corporation p. l. c. 及びMizuho Trust & Banking (Luxembourg) S. A. 並びに本新株予約権付社債権者に対して、2029年2月23日(以下「取得決定日」という。)までの間に通知(以下「取得選択通知」という。)を行った本新株予約権付社債権者から、当該取得選択通知に係る取得期日現在残存する本新株予約権付社債を取得する旨を通知することができる。この場合、当社は、取得期日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して交付財産(以下に定義する。)を交付する。

当社による本項に基づく本新株予約権付社債の取得は、当社普通株式が取得期日において株式会社東京証券取引所に上場されていることを条件とする。当社は、本項に基づき本新株予約権付社債を取得した際に、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却する。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(i) 本社債の額面金額相当額の金銭、及び(ii) 転換価値(以下に定義する。)から本社債の額面金額相当額を差し引いた額(正の数値である場合に限る。)を1株当たり平均VWAP(以下に定義する。)で除して得られる数の当社普通株式(但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。)をいう。

「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

各本社債の額面金額

— × 1株当たり平均VWAP

最終日転換価額

上記算式において「最終日転換価額」とは、関係VWAP期間(以下に定義する。)の最終日の転換価額をいう。

「1株当たり平均VWAP」とは、取得期日より30取引日(以下に定義する。)前の日に始まる20連続取引日(以下「関係VWAP期間」という。)に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値をいう。当該関係VWAP期間中に「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」

(3) 記載の転換価額の調整事由が発生した場合その他一定の事由が生じた場合には、1株当たり平均VWAPも適宜調整される。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所における取引日をいい、終値(以下に定義する。)が発表されない日を含まない。

一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。

取得決定日の翌日に、取得選択通知がない本新株予約権付社債が存在する場合、当社は、当該本新株予約権付社債を、選択償還期日にその額面金額の100%の価額で繰上償還するものとする。

令和 6年 1月29日発行

令和 6年 2月13日登記

2030年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

新株予約権の数

10000個（本社債の額面金額1000万円につき1個とする。）

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

(1) 種類及び内容

当社普通株式（単元株式数100株）

(2) 数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(2) 転換価額は、当初、5260円とする。

(3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\begin{aligned} & \text{調整後} \quad \text{調整前} \quad \text{時 価} \\ \text{転換価額} = & \text{転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は} \quad 1 \text{株当たり} \\ \text{処分株式数} \times \text{の払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}} \end{aligned}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額
各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

2024年2月13日から2030年3月15日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、①本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、税制変更による繰上償還において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」記載の当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2030年3月15日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」記載の当社による本新株予約権付社債の取得の場合、2030年1月1日から、2030年3月8日（以下「取得期日」という。）から東

京における2営業日目の日（以下「選択償還期日」という。）までの間は、本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における3営業日前の日）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

新株予約権の行使の条件

(1) 各本新株予約権の一部行使はできない。

(2) 本新株予約権付社債権者は、(i) 2029年3月31日（同日を含む。）までは、各暦年四半期の最後の取引日（「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定義する。）に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額（但し、2023年12月31日に終了した暦年四半期に関しては「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（2）記載の当初転換価額とする。）の150%を超えた場合、又は(ii) 2029年4月1日（同日を含む。）から2029年12月31日（同日を含む。）までは、各暦年四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限って、翌暦年四半期の初日（但し、上記(i)の場合、2024年1月1日に開始する暦年四半期に関しては2024年2月13日とする。）から末日までの期間において、本新株予約権を行使することができる。

但し、本項記載の本新株予約権の行使の条件は、下記①、②及び③の期間並びにパリティ事由（以下に定義する。）が発生した場合における下記④の期間は適用されない。

① (a) 株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関（以下「R&I」という。）による当社の発行体格付がBBB-以下であるか、R&Iにより当社の発行体格付がなされなくなったか、若しくはR&Iによる当社の発行体格付が停止若しくは撤回されている期間又は

(b) 株式会社日本格付研究所若しくはその承継格付機関（以下「JCR」という。）による当社の長期発行体格付がBBB-以下であるか、JCRにより当社の長期発行体格付がなされなくなったか、若しくはJCRによる当社の長期発行体格付が停止若しくは撤回されている期間

② 当社が、本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間（但し、税制変更による繰上償還において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）

③ 当社が組織再編等を行うにあたり、「新株予約権を行使することができる期間」記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間

④当社がパリティ事由が発生した旨を本新株予約権付社債権者に通知した日の東京における翌営業日（同日を含む。）から起算して東京における15連続営業日の期間

「パリティ事由」とは、本新株予約権付社債権者から当該事由の発生に関する通知を受けた日のルクセンブルク及び東京における3営業日後の日から起算して東京における5連続営業日のいずれの日においても、

（i）ブルームバーグが提供する本新株予約権付社債の買値情報（BVAL）若しくはその承継サービスが提供する本新株予約権付社債の買値情報に基づき計算代理人（以下に定義する。）が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより決定する本新株予約権付社債の価格がクロージング・パリティ価値（以下に定義する。）の98%を下回っているか、（ii）上記（i）記載の価格を入手できない場合には、当社が選定する主要金融機関が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより提示する本新株予約権付社債の買値がクロージング・パリティ価値の97%を下回っているか、又は（iii）上記（i）記載の価格若しくは上記（ii）記載の買値のいずれも取得することができない、と計算代理人が決定した場合をいう。

「クロージング・パリティ価値」とは、（i）1000万円を当該日において適用のある転換価額で除して得られる数に、（ii）当該日における当社普通株式の終値を乗じて得られる金額をいう。

「計算代理人」とは、Mizuho Trust & Banking（Luxembourg）S. A. をいう。

	会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 当社は、2029年4月1日から2029年12月31日までの期間いつでも、The Law Debenture Trust Corporation p. l. c. 及びMizuho Trust & Banking（Luxembourg） S. A. 並びに本新株予約権付社債権者に対して、2030年2月22日（以下「取得決定日」という。）までの間に通知（以下「取得選択通知」という。）を行った本新株予約権付社債権者から、当該取得選択通知に係る取得期日現在残存する本新株予約権付社債を取得する旨を通知することができる。この場合、当社は、取得期日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して交付財産（以下に定義する。）を交付する。 当社による本項に基づく本新株予約権付社債の取得は、当社普通株式が取得期日において株式会社東京証券取引所に上場されていることを条件とする。当社は、本項に基づき本新株予約権付社債を取得した際に、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却する。 「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、（i）本社債の額面金額相当額の金銭、及び（ii）転換価値（以下に定義する。）から本社債の額面金額相当額を差し引いた額（正の数値である場合に限る。）を1株当たり平均VWAP（以下に定義する。）で除して得られる数の当社普通株式（但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。）をいう。 「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。 $\frac{\text{各本社債の額面金額}}{\text{最終日転換価額}} \times 1 \text{株当たり平均VWAP}$ 上記算式において「最終日転換価額」とは、関係VWAP期間（以下に定義する。）の最終日の転換価額をいう。 「1株当たり平均VWAP」とは、取得期日より30取引日（以下に定義する。）前の日に始まる20連続取引日（以下「関係VWAP期間」という。）に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値をいう。当該関係VWAP期間中に「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」 （3）記載の転換価額の調整事由が発生した場合その他一定の事由が生じた場合には、1株当たり平均VWAPも適宜調整される。 「取引日」とは、株式会社東京証券取引所における取引日をいい、終値（以下に定義する。）が発表されない日を含まない。 一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。 取得決定日の翌日に、取得選択通知がない本新株予約権付社債が存在する場合、当社は、当該本新株予約権付社債を、選択償還期日にその額面金額の100%の価額で繰上償還するものとする。 <table><tr><td>令和</td><td>6年</td><td>1月29日発行</td></tr><tr><td>令和</td><td>6年</td><td>2月13日登記</td></tr></table>	令和	6年	1月29日発行	令和	6年	2月13日登記
令和	6年	1月29日発行					
令和	6年	2月13日登記					
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記						

大阪市北区梅田三丁目3番5号
大和ハウス工業株式会社

監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社	平成18年 7月 6日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	平成18年 7月 6日登記



これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

令和 7年12月16日
宇都宮地方法務局
登記官

手 塚 裕 一

